

(設置)

第1条 三重大学（以下「本学」という。）に、三重大学自然科学系技術部（以下「技術部」という。）を置く。

(目的)

第2条 技術部は、本学の教育学部、医学系研究科・医学部、生物資源学研究科(上浜地区)、教養教育院、地域イノベーション推進機構及び総合情報処理センターに所属する技術職員の能力、資質等の向上及び優れた人材の確保を図り、これらを通じて地域に根ざした社会貢献、高度かつ効果的な教育研究活動の支援を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 技術部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 技術部長
- (2) 技術長
- (3) 技術長補佐
- (4) 技術職員

2 技術部に、専門分野別に次表に掲げるグループを置き、各グループの技術職員の所属は、右欄のとおりとする。

グループ名	所属
教育総合・環境技術グループ	教育学部、教養教育院
生物・生命科学技術グループ	生物資源学研究科(上浜地区)、地域イノベーション推進機構
医科学研究技術グループ	医学系研究科・医学部
総合情報処理技術グループ	総合情報処理センター

(技術部長)

第4条 技術部長は、研究を担当する副学長をもって充てる。

2 技術部長は、技術部を総括する。

(技術長)

第5条 技術長は、技術職員をもって充て、技術部長が命ずる。

2 技術長は、極めて高度の専門的知識・技術等に基づき、特に困難な業務を担当するとともに、技術部長を補佐し、技術部の業務を総括・整理し、技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行う。

3 技術長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、辞任等が生じた場合の後任の技術長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に定めるもののほか、技術長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(技術長補佐)

第6条 技術長補佐は、技術職員をもって充て、技術長の推薦を受けて技術部長が命ずる。

2 技術長補佐は、技術長を補佐し、研修・育成担当及び社会貢献・広報担当を置き、技術部のグループ業務を分担して総括・整理し、技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行う。

3 技術長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、辞任等が生じた場合の後任の技術長補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に定めるもののほか、技術長補佐の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(グループリーダー)

第7条 各グループに、グループリーダーを置き、技術長の推薦を受けて技術部長が命ずる。

2 グループリーダーは、特に高度の専門的知識を必要とする業務を担当するとともに、当該グループの業務を整理し、グループに所属する技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行う。

3 グループリーダーの任期は定めない。

4 前各項に定めるもののほか、グループリーダーの選考に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第8条 技術部は、専門知識・技術等に基づき、大学教員又は技術部の示す大綱的な方針のもと、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育・研究・医療にかかわる技術開発及び技術業務
- (2) 学部学生の実験・実習の技術指導及び大学院生の研究にかかわる技術指導等の業務
- (3) 本学の維持運営のための技術的業務

2 各グループの業務内容は、次表のとおりとする。

グループ名	業務内容
教育総合・環境技術グループ	学生の実験・実習の補助業務 各種機器の保守・管理・技術指導に関する業務
生物・生命科学技術グループ	教育・研究施設における技術支援及び維持管理業務 各種機器の保守・管理・技術指導に関する業務 安全衛生分野における技術業務
医科学研究技術グループ	教育・研究施設における技術支援及び維持管理業務 各所属における専門業務
総合情報処理技術グループ	キャンパスネットワーク、教育用システムの整備・維持管理業務 各種情報処理サービスの運用・管理業務

(運営委員会)

第9条 技術部に、技術部の運営等に関する事項を審議するため、三重大学自然科学系技術部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、技術部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月31日規程)

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規程第749号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の規程第3条第3号にある者のうち、半数の者の任期は、改正後の規程第6条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。